

令和5年度

定期監査結果報告書

東秩父村監査委員

1 監査日及び監査対象

(1) 監査日

令和5年11月1日（水） 総務課・住民福祉課

(2) 監査対象

① 総務課

- ・職員のモラル及び教育
- ・研修バス運行業務委託
- ・土地売買
- ・新庁舎建設事業

② 住民福祉課

- ・老人福祉施設土地貸付料

2 監査方法

各組織の事情聴取を実施しました。事情聴取については、提出された資料及び意見を基に、事務事業の進捗状況等が適切に行われているか確認しました。

3 監査結果及び指摘事項・意見

(1) 総務課

職員のモラル及び教育について、過去の例月出納検査における書類の不備に対する指摘事項の改善が図れていないことがあるため、内部統制や体制整備がされているか確認しました。

研修バス運行業務委託について、令和4年度予算算出根拠、予算が不足した際の補正及び流用の考え方、使用申請方法を確認しました。

土地売買について、令和4年度の鉄塔用地売買契約の内容、契約日、登記日、納入日、契約金額の算定根拠を確認しました。

新庁舎建設事業について、新庁舎の特徴、旧庁舎からの移動費用や解体費用、現在使用している各種物品等の活用、職員からの要望の取り扱いを確認しました。

指摘事項・意見等は次のとおりです。

<指摘事項・意見等>

新庁舎建設事業について、令和5年度決算審査時に予算17億円を目標に掲げた基本構想に基づき、設計業者が選定されたことを確認しています。過日行われた第3回ワークショップに参加したところ、設計業者から「公共建築は民主主義であり、普通の家を作るのとは違ってクライアントが見えにくいところがあります。皆さんの意見を全部取り入れたいがそれは叶えることができず、公共建築の難しさを痛感しました。」「建設費が高騰しており、1ヶ月で0.5%建設コストが上昇しています。本当に予算が厳しく、現在の図面に対して、出来ない部分が出てくるかもしれませ

ん。私たちの責務は予算内で建築することです。予算内で何が出来て何が出来ないのか、説明する機会があると良いと思います。弊社は覚悟をもってやります。」という話がありました。また、本設計業者は茨城県大子町新庁舎にも携わっており、基本設計の変更が6回あったと大子町HPに記載されています。これまでのことを踏まえ見解を述べます。

所管課は、大子町新庁舎の基本設計変更の経緯等について、詳細に把握するよう努めてください。また、設計業者が述べられた「公共建築の難しさを痛感しました。」という部分について、今後の事業進捗への影響が懸念されるのか真意を確認してください。予算については、基本構想に掲げた17億円以内で建築できるよう、デザイン等を含めて本村に適合した設計とし、財政面を一番に考慮してください。また、利用者、特に高齢者や職員の安心安全確保等、機能面や衛生面に重点をおいた設計となることを望みます。

職員のモラル及び教育について、下記を参考として事務適正化推進方針を示し、内部統制制度を導入するよう検討してください。

【参考：事務の適正化の推進（内部統制制度の導入）】

1 基本的な考え方

限られた人員で複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し、住民サービスの更なる向上を図っていくためには、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することができるよう、事務の適正性を確保することが重要です。このため、事務の適正な管理および執行を確保する取組である内部統制制度を導入し、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および分類し、対応策を講じることにより、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、村民から信頼される村政の実現を目指すとともに、職員にとっても、安心して働きやすい職場環境の実現を目指します。

2 目的および取組の方針

内部統制に係る4つの目的（①事務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③事務に関わる法令等の遵守、④資産の保全）を達成するため以下の方針により組織的に取り組みます。

①事務の効率的かつ効果的な遂行

効率的かつ効果的に事務を遂行するため、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および分類し、対応策を講じるとともに、その有効性にかかる自己評価を行います。

②財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性を確保するため、財務に関する事務において、法令、条例規則、事務マニュアル等のルール of 適正な運用を図ります。

③事務に関わる法令等の遵守

事務に関わる法令等を遵守するため、法令等遵守状況の点検やチェック体制の整備などに組織的に取り組むとともに、職員の法令遵守意識の向上に努めます。

④資産の保全

資産の保全を図るため、資産の取得、管理および処分に関する手続の適正な運用を図ります。

3 実施体制

次の体制により実施します。

(1) 全庁的な会議

取組についての意識を共有するための全庁的な会議を設置します。

(2) 取組を推進する部局

本取組方針に基づき、体制の整備および制度の運用を全庁的に推進する役割を担う部局を定めます。

(3) 取組を評価する部局

体制の整備状況および制度の運用状況について独立的評価を行うとともに、評価報告書を作成する部局を定めます。

(4) 各部局における取組

各部局は、所管する事務に係るリスクへの対応策を整備するとともに、それらに不備がないか自己評価を行います。

4 監査委員との連携

必要に応じて監査委員と意見交換等を行うことにより、より効果的な実施に努めます。

5 方針の見直し

体制の整備および制度の運用に係る評価結果や監査委員からの指摘等を踏まえ柔軟に本取組方針の見直しを行います。

(2) 住民福祉課

老人福祉施設土地貸付料について、令和4年度分の賃貸借料が決算額に計上されていなかったため、その要因を確認しました。

指摘事項・意見等は特になく、静観するに留めます。